

岩手県ダンススポーツ連盟議案規程

(趣旨)

第1条 この規程は、理事会及び常務理事会に係る議案に関し必要な事項を定めるものとする。

(議案書)

第2条 議案書は、次に定めるところにより作成するものとする。

- (1) 議案書の様式は、別紙のとおりとする。
- (2) 議案書には目的、効果、決裁項目等を端的に箇条書きすること。
- (3) 議案書は、1案件につき1議案書とし、関連案件でも件名ごとに議案書を作成すること。
- (4) 起案者は、直接関係部署の担当者とし、発議者と十分な事前協議をすること。
- (5) 発議者は、本部長、事務局長、実行委員長及び部長とし、起案内容を承認後、発議構想をまとめて関係部門と事前調整すること。
- (6) 議案書には、必要と認めるときは資料を添付すること。

(受付)

第3条 議案書は、次に定めるところにより受け付けるものとする。

- (1) 発議者は、議案書を提出しようとするときは、そのままコピー又はプリントアウトがきる状態に体裁を整えたうえで事務局長に提出するものとする。
- (2) 事務局長は、必要な記載事項等を確認のうえ議案書に議案番号を記入し受け付けるものとする。
- (3) 議案番号は、西暦、開催月及び当該月受付順の連番とする。
- (4) 議案書の受付は、会議開催日の7日前までとする。

(決裁)

第4条 議案の決裁者は、会長とし、決裁の方法は押印又は記名とする。

2 決裁の種類は、次のとおりとする。

- (1) 議決議案については、可決、条件付可決、再検討、否決の4種類とする。
- (2) 報告議案については、承認、未承認、再提出の3種類とする。

3 決裁通知は、決裁承認した議案書の写しをもって事務局長から発議者に通知することを原則とするが、状況により簡易な方法によることができるものとする。

(議案書の保管)

第5条 決裁を受けた議案書は、議事録署名人が署名した議事録とともに事務局が保管するものとする。

(実施状況等の報告)

第6条 発議者は、指定された期限までに議案の実施状況や結果を理事会又は常務理事会

に報告しなければならない。

- 2 報告期限の指定は事務局長が行う。
- 3 報告の形式は、議案書によるものとする。

附 則

この規程は、平成12年5月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月13日から施行する。